

中近世移行期における宇喜多氏の権力構造

渡 邊 大 門

美作大学・美作大学短期大学部紀要
(通巻第52号抜刷)

論文

中近世移行期における宇喜多氏の権力構造

A study of Ukita's power structure at inside the early modern age

渡邊 大門

一 はじめに

本稿では、戦国期備前・美作における宇喜多氏の権力構造を分析し、当該期における地域権力について検討するものである。併せて、先行研究をもとに、浦上氏権力との関連に触れることとする。宇喜多氏に関する研究に関しては、その関係史料の少なさから、決して多くはないと言える。それらの研究については、まず一九五〇年代・六〇年代を中心に太閤検地を中心に論じられたものがある。^①また、辞典類による解説もみられる。^②

ところで、標題に関わる内容に即して、研究史を顧みると、以下のものが主要な研究になるであろう。

①しらが康義「戦国豊臣期大名宇喜多氏の成立と展開」(『岡山県史研究』六号、一九八四)

②寺尾克成「浦上宗景考―宇喜多氏研究の前提―」(『國學院雑誌』九二―三、一九九一)

③久保健一郎「宇喜多氏権力の形成」(研究代表者・深谷克己編『岡山藩の支配方法と社会構造』一九九四・九五年度科学研究費補助金一般研究(B)研究成果報告書) 早稲田大学文学部、一九九六)

④しらが康義「宇喜多氏関係史料目録」(④深谷編前掲『岡山藩の支

配方法と社会構造』所収)

⑤久保健一郎「境目」と領主と「公儀」(岡山藩研究会編『藩世界の意識と関係』岩田書院、二〇〇〇)

⑥岸田裕之「備前地域の戦国時代と中世河川水運の視座」(同『大名領国の経済構造』岩波書店、二〇〇一)^③

⑦横山定「宇喜多直家発給文書編年化への一試案」(『岡山地方史研究』一〇〇号、二〇〇三)

⑧畑和良「浦上宗景権力の形成過程」(『岡山地方史研究』一〇〇号、二〇〇三)

⑨森俊弘「宇喜多直家の権力形態とその形成過程―浦上氏との関係を中心に―」(『岡山地方史研究』一〇九号、二〇〇六)

④は宇喜多氏関係の史料目録であり、⑦は宇喜多直家発給文書の花押に着目し、その編年化を行ったものである。特に、⑦においては、④以降に発見された直家発給文書を含んでいる。④⑦は、宇喜多氏の基礎的研究として貴重なものである。

本稿の目的に沿うものは、①②③⑤⑥⑧⑨の研究である(ただし、⑤は③を発展させたもの)。以下、関係論文を要約しておく。

まず、①のしらが論文は、(1)農民闘争の圧伏、(2)領主間紛争の調停、(3)他国大名の侵入への対抗、を個別領主が期待し、それにより宇喜多氏が大名権力を形成するとしている。この説は、先行研究を踏まえた、オーソドックスな指摘であるといえよう。

②の寺尾論文は、浦上宗景を新興の大名と位置付けるとともに、直家を宗景の新参の「外様国人」と捉え、浦上勢西進の軍事指揮権に包摂されたとした。

一方、⑤久保論文の場合は、宇喜多氏が浦上氏の完全な従属下にあつたのではなく、軍事的なレベルでの従属下にあつたとする。つまり、久保の言葉を借りれば、宇喜多氏は「家中」型「家臣」でなく、「国衆」型「家臣」ということである。宇喜多氏権力は、大勢力(この場合は、織田氏と毛利氏)の狭間にある「境目」にあって、「境目」の領主層の期待を

担って結果するところに、「境目」なりの大名権力が形成される条件があつて成立した。少なくとも直家段階では、軍事力を中心とした「半公儀」しか形成できず、統一政権の「公儀」下に入るにより、近世大名への転化を図り得たとする。

⑥の岸田論文は、「新出沼元家文書」の紹介と分析を通して、宇喜多氏が吉井川・旭川の下流域や内海の水運に深く関与しながら発展し、各地の国人・土豪・地侍らと同盟・服属・討滅させながら支配領域を拡大し、戦国大名化したと指摘した。また、戦国時代における備作地域の支配秩序が、婚姻関係に基づいた国衆の連合によって保持されていたことも重要な指摘であろう。

⑧の畑論文は、宗景を守護赤松氏権力の代行者・保護者として、実質的に赤松旧領国の掌握を狙ったとした。宇喜多氏を論じる際に、浦上氏の分析は欠かすことができず、貴重な成果である。

⑨の森論文は、直家が浦上家中から自立した時期を永禄一二年(一五六九)とし、それまでの地位を宗景の従属性の高い家臣と指摘した。直家は永禄一二年の宗景との対立の中で、信長より上位に位置する足利義昭を公儀として奉じ、「備前衆」の盟主的地位として浦上家中から自立すると述べた。

いずれも貴重な成果であるが、宇喜多氏固有の権力構造が十分に述べられていないと考えられる。また、近年では黒田基樹による「戦国期国衆論」が提起され、有効な分析視角となっている。^④戦国期国衆とは、「戦国大名の従属下にありつつも、一定地域を独自の支配する国衆(地域的領主)」について、戦国大名との関係は家産に包摂された「家中」とは異なり、あくまでも封建的主従制による統制・従属関係にすぎず、それ自体が戦国大名と同質の一個の自立した地域権力」のことである。

本稿においては、改めて宇喜多直家の権力構造を検討し、併せて浦上氏との関係についても触れることとしたい。

二 宇喜多氏権力の確立過程

筆者の私見としては、前稿(「戦国初期の宇喜多氏について―文明と大永年間における浦上氏との関係を中心に―」『佛教大学大学院紀要』三四号、二〇〇六)において、宇喜多氏は浦上氏の被官人(あるいは家臣)でなく、あくまで軍事的なレベルでの従属であると主張した。

直家の父能家の没後、宇喜多氏が勢力基盤を置いた金岡荘周辺地域では、天文二年(一五三三)以降、浦上氏の勢力が台頭しつつあった。天文三年(一五五四)、浦上政宗は清平寺に対し「(浦上)村宗一行」を根拠にして、瑞雲寺等諸末寺について「寺納不可有相違候也」としている。^⑤また同じく清平寺に対し「臨時課役并至寺内雜人等狼藉之儀免除」について、「(浦上)六郎左衛門尉基景、則宗證状」をもとに「一切不可有其煩候」としている。^⑥

以上の点から能家の亡き後、金岡荘周辺地域では、浦上氏の勢力が台頭していることを指摘できよう。能家没後、宇喜多氏内部がいかなる状況に陥ったのか、一次史料によって窺い知ることはできない。後世の編纂物によると、能家の子直家は、豪商阿部氏にかくまれて成長したという。少なくとも、天文初年・末年にかけて、宇喜多氏の勢力範囲内に浦上氏勢力が介入したことは認められるであろう。

ところで、弘治年間に至って、ようやく宇喜多氏(直家)の発給文書が見ることができるといえる。この節では、宇喜多氏が登場する弘治年間から永禄年間末期までを宇喜多氏(直家)権力の確立期とし、その分析を試みることにしたい。^⑦なお、分析にあたっては、(1)在地との関係、(2)寺社との関係、(3)独自領の編成、(4)領主間紛争の調停、の四つに分けて考察を行う。

1 在地との関係

まず、宇喜多氏(直家)と百姓との関係史料としては、次のものがある(この史料は、直家発給文書の初見でもある)。

当城普請之儀、本村百姓中二申付候処、御家来中江申懸由候、言悟(書)

道断曲事二候、御寺之儀者、自先々諸公事高除之儀候条、一切被仰付間敷候、於向後も百姓等猥成儀申懸候共、以此旨不可有承引候、恐々謹言

弘治三

宇喜多三郎右衛門尉

二月四日

直家(花押)

清平寺

まいる尊下(8)

この史料は、直家が居城の普請を本村百姓に申し付けたところ、清平寺家来中に申し懸かつたとある。この件については、直家自身が言語道断であるとす。清平寺に関しては、以前から「諸公事高除之儀」つまり諸公事の免除を行っているので、今まで一切普請をさせておらず、今後百姓から申し懸かつてきても承引してはならないと記されている。城普請については、領主が在地に課す諸役の一つであり、この事例から宇喜多氏が領主として自立した存在であったことが判明する。清平寺は、西大寺の塔頭の一つであり、室町・戦国期に別当を務めていた。(9)

この史料に関しては、いかなる評価が下されているのであろうか。

まず、最も早くこの史料に着目した柴田一は、「普請役をめぐる戦国土豪と名主百姓との対立」を看取するとともに、「戦国土豪層が名主百姓層の抵抗によって、年貢・公事・夫役の徴収に苦しんだ」とし、「名主百姓層の自治的抵抗組織の高まり」を指摘している。そして、名主百姓層の抵抗に苦しんだ戦国土豪層は、その克服のために何らかの強大な統一権力の出現とそれへの連携を要望したと論じている。(10)

同様に、しらが前掲論文によるこの史料の評価は、別の史料を交えつつ「支配に対する抵抗体として物的結合を遂げた農民の姿」を見出し、宇喜多氏が「物的結合を遂げた農民による農民闘争に直面していた」とする。

しかし、直家が村に対して、城普請を課したという事実が重要であり、この点在在地支配を行った形跡を読み取ることができる。また、史料中の「於向後も百姓等猥成儀申懸候共、以此旨不可有承引候」という文言

から、百姓に屈服しない姿勢を看取することができよう。宇喜多氏は柴田やしらが指摘するような事態に直面していたが、その克服に強い意欲を見せていたのである。本村の所在については不明であるが、清平寺周辺の村(恐らく金岡荘内)であったと考えられ、膝下の村々の支配は宇喜多氏にとって重要であった。したがって、名主百姓層の抵抗には、積極的な対処が必要だったのである。

また、別の見方をすれば、百姓が城普請を清平寺家来に押し付けており、寺社保護の観点からも直家がこの文書を発給していると考えられる(次項参照)。

2 寺社との関係

次に、宇喜多氏と寺社との関係について触れておきたい。八月四日(年未詳)の某(宇喜多氏力)延家書状では、満藤氏・竹原氏に対し、西大寺普請に従事するよう改めて命じている。また、満藤氏・竹原氏の地位等は不明であるが、清平寺と関わりの深い在地土豪クラスの武士ではないかと推測される。(11)

史料の内容からすると、西大寺の普請に際して、直家が清平寺家来衆に参上を命じた。しかし、催促したにも関わらず、家来衆は参上しなかった。宇喜多氏サイドは、春から使者を遣わし、直家の書状を持参させていた。また、催促衆に礼として二〇疋を与えるため、再度使者を遣わすなどしたが、清平寺側で応じなかったようである。延家は直家からの命令によって、自ら清平寺に普請の件を命じたが、理由にならないようなことを言うようなので、堅く普請のことを申し付ける、とする。

加えてこの書状では、改めて先に普請を命じた直家の案文を添付し、さらに尚々書きの部分には、満藤氏・竹原氏側から送られた書状を延家側で預かっていること、それを直家に見せると「曲事」になると記している。到底、満藤氏らの書状は、直家を納得させるものではなかったと推測される。つまり、普請に応じなければ、相応の措置を取ることを窺わせている。史料中では、満藤氏らを「貴所」と呼ぶなど丁寧であるが、

非常に厳しい姿勢で臨んでいる。

こうした事実から、二つのことが考えられる。第一点は、宇喜多氏が自らの支配圏内の寺社保護を積極的に進めていたことである。第二点は、自らの命令を聞かせるという、領主としての意志を強制的に押し付けていたことである。直家の積極的な支配意欲が、戦国における領主権力の源泉となつたのである。

なお、書状に判を加えている延家に関しては、その出自などは不明である。しかし、延家は宇喜多氏の一族と考えられ、案文を添付し再度命令を下していることから、宇喜多氏の支配機構の一翼を担っていたと考えられる。もしこの仮定が正しいとするならば、一族を家臣団に引き入れ、領域支配にあつたことがわかる。この点は、森前掲論文によつて「同名衆」の存在が指摘されている。

後の史料になるが、永祿の段階においては、直家自身による禁制を見ることが出来る。次に掲出しておく。

禁制

備州金岡庄如法寺間之事

一 伐採山林竹木事

一 山河殺生等事

一 於境内放牛馬事

右条々、堅所禁遏、若有違犯之輩、忽可処嚴科者也、仍状如件

永祿九年五月 日

三郎右衛門尉(花押) ⑬

この禁制は、金岡庄内の如法寺に与えられたものである。現在、この禁制は制札として、真言宗の古刹無量寿院(岡山市広谷)に伝わっている。

近年の研究では、禁制の意義について検討が進められ、新たな見解が提示されている。⑬ それらの研究をもとにこの禁制の意義を考えようと、

①禁制発給の際には礼銭・礼物が必要であり、宇喜多氏は禁制発給に際してそれらを獲得したと考えられること、②神仏加護に対する期待と神仏加護への態度を示すことにより、副次的に人心収攬を行ったこと、③寺社の保護を行う(禁制を与える行為)ことにより、周辺地域へ威令の

誇示を行えたこと、等が考えられることである。⑭ 逆に、受給者の立場になると、禁制の効果が発揮される発給相手を選んだことも考えられる。⑮

つまり宇喜多氏は、在地から有力な領主として、認められていたことになる。禁制の書止文言が「仍状如件」と直状形式になっていることも、注目すべきであろう。奉書(あるいは奉書文言を含んでいない)でないということは、直家自身の意志で発給したものであり、在地層から禁制の効果が発揮されることを期待されていたと言える。以上の点からも、直家期における宇喜多氏権力の確立が認められるのである。⑯

また、直家は広谷寺に対し、西大寺での千部経の執行を命じており、御経衆五人の派遣を依頼している。⑰ 千部経は千部会ともいい、追善や祈願などのために、同じ経を五百僧または千僧で一部ずつ読誦する法会のことである(一僧が千部読誦することもある)。この場合は、「御経衆五人」の到来を命じているので、五人で読誦したと考えられる。⑱ このように、追善・法要・祈願を執行することは、支配領域内に自らの権力を誇示するうえで、重要な意味を持ったと考えられる。

3 分領の形成

宇喜多氏が金岡東荘を中心に発展を遂げ、商工業に通じていたことは、既に先学が述べているところでもある。弘治・永祿年間には、宇喜多氏の所領が存在していたことを示す、次の史料がある。

豊原之内、我等所領三郷分之事、従来年合力申候、然上者別而可被

抽奉公忠事、肝要二候、恐々謹言

辰十二月十三日

直家(宇喜多)

馬場次郎四郎殿 ⑲

この史料は、直家の所領「豊原之内」の「我等所領」の「三郷分」について、馬場次郎四郎に「合力」つまり与えることを約束したものである。この馬場氏とは、後に岡山藩士として池田光政に召し出された、馬場実職の家柄である。⑳

豊原荘は、現在の岡山市から邑久町へと所在した荘園であり、平安期から「院御領」あるいは「禁裏御料所」であった。また、『東寺百合文書』又函の「応永二〇年八月日備前国棟別銭沙汰并無沙汰在所注文案」に「禁裏御料豊原内也（六ヶ郷之内）」の記述や、『建内記』嘉吉元年七月二六日条に引用された細川持之奉書に「備前国豊原六郷」とあるように、豊原荘は六郷から形成されていた。この六郷については、南北条、長沼、神前、邑久（郷）、尾張（保）、包松（保）が該当し、現在の邑久町西部から岡山市東端部に及ぶ広大な領域であったことが明らかにされている。② 先の「豊原之内」の三郷は、この六郷のうちの三郷が該当するのであろう。

豊原荘の三郷がいかなる経緯をもって、直家の所領化したかは不明である。しかし、直家が豊原荘三郷を自己所領化し、それを周辺土豪に分与することによって、被官化を進めたことは否定できないであろう。また、馬場氏自身も豊原荘にその本拠を定め、大永六年（一五二六）に浦上村宗から豊原荘年貢銭一〇貫文を与えられるとともに、年貢の算用を命じられている。②

さらに、直家は、馬場氏に「鳥取荘」を別人に申付ける代わりに、「南長沼（豊原荘内）之内半済半納」を預けている。③ 一般的に「半納」とは、戦国期に敵対する二勢力が年貢を折半しあうことである。④ 鳥取荘が永禄年間に直家の領域支配下に入ったことは、岸田の論稿に詳しい。⑤ 岸田によると、一六世紀における浦上政宗・宗景の内訌後、宇喜多氏が同地域に勢力を伸張したとする。直家は永禄年中に新城近くに沼城を築城し、鳥取荘の遠藤氏を「家久」と名乗らせ、配下に収めた。⑥ やがて、松田氏や税所氏らを討滅した宇喜多氏は、旭川水系の交通・流通を掌握し、河口の岡山に築城を行った。こうして、宇喜多氏は備前国南部・西部地域を支配し、和気天神山城を押さえていた浦上宗景に挑んだのである。

岸田の論稿では、松田氏・税所氏との交戦について、やや史料的な裏付けが弱いものの、その徴証にいくつかの事例がある。年未詳ながら『柏

原文書』には、鴨氏に宛てた直家発給の感状を確認できる。⑦ それら感状では、龍口つまり税所氏の本拠地を攻撃したことを記している。

さらに、永禄一年（一五六八）に推定される伊賀久隆感状によると、松田氏の城を攻撃し、片山八郎左衛門の首を討ち取った片山与一兵衛に対して、「はちかた之内、吉田村」を与えている。⑧ この史料から、やはり宇喜多氏と松田氏との交戦を窺うことができる。土師方とは、現在の建部町旭川の支流土師方川上流に属する。ただし、これは伊賀氏が片山氏に与えたのではなく、「褒美」として直家が与えたものである。宇喜多氏は、伊賀氏の上級権力として、所領付与を行っていたことになる。これも、宇喜多氏権力の確立を確認するうえで、重要な意味を持つものである。

次に、寺社のケースを見ておきたい。

石津宮及太破之条、分領中之儀、随分勧進候而、可有再興候、不可有由断事肝要候、恐々謹言

四月十七日

直家（宇喜多）（花押）

東覚院まいる⑨

ここに示されているように、石津宮大破に伴って分領中で勧進を行い、再興すべきことを伝えている。この分領とは、まさしく直家の所領と考えてよいであろう。石津とは、現在の岡山市吉井（備前国上道郡福岡荘のうち）に比定され、金岡東荘に隣接した場所にあった。したがって、直家は金岡東荘以外にも領域支配権を保持していたことが推測されるのである。こうした勧進行為が分領で行えるということは、やはりこの周辺地域で領主として認識されていた証左である。

4 領主間紛争の調停

ここでは、領主間紛争の事例を見ておきたい。

尚々、有姿真直二御返事簡要候、此外不申候、

難波左衛門次郎方家来富田江左衛門尉、給所弘貞名之内、新免彦段

之事、從貴所直ニ被宛置之条、江左衛門子ニ可作進退旨、服部三郎右衛門尉被申候、難左被申事二者、正穢(秘)之儀者、貴所へ納所申来候、下地之儀ハ久相抱、有限加地子等、有是之由被申候、互存分相紛之間、尋申候、自前々、一色共ニ御進退之下地ニ候而、只今茂直ニ富田子共ニ貴所御宛候哉、但又、正穢計被仰付、加地子分者、難左被申付、過方茂難左下にて、富田致作候哉、ケ様之儀ハ、有様簡要之条、服左御智音も、又難左御智音も不入候、有躰正直ニ御返事、可被仰越候、恐々謹言、

十一月廿七日

宇三

直家(花押)

松田彦次郎殿⁽³⁰⁾

この史料は、難波氏の家来である富田氏の給所「弘貞名之内、新免壹段」について、所領紛争が起こったことを示している。つまり、問題となるのは「弘貞名之内、新免壹段」は松田氏から直接に富田氏に宛置かれたものであり、難波氏には「加地子得分」が存在しなかったのか、それとも難波氏が松田氏に「正穢(秘)」を納めたのであるから、難波氏には「加地子得分」が認められていたのかである。

この史料について、先行研究の評価を確認しておきたい。まず、柴田は、直家の時代になると「戦国大名権力は絶対的なもの」となり、宇喜多氏が「戦国土豪層の対立の調停に積極的になり出した」としている。そして、戦国大名宇喜多氏が戦国土豪間の対立の「調停者」として登場することに、高い評価を与えている。

次に、しらがは「大名権力が個別領主間の紛争解決においても重要な機能を果たす」とし、この事例をもって「大名権力は公正さと厳格さを併せ持つ公権として自己形成を遂げつつあった」と同じく高い評価を与えている。

一方で、久保は次のような理由を提示したうえで、しらがの見解に反論を行っている。

(1) この史料では、直家と松田氏との個別関係を示すのみで、宇喜多

氏の裁判機構は見えてこない。

(2) 松田氏は浦上氏の被官人であるので、直家は「貴所」と呼ぶなど丁重であり、「陳述」を求めるといふ印象が浮かばない。むしろ、領内の紛争に手を焼いた直家が、助けを求めるといふ観がある。

以上述べた二点の理由によって、宇喜多氏による調停をあまり高く評価できないというのが、久保の評価である。森も同様の評価を行っている。

確かに、久保が指摘するように、この史料の性格は「質問状」的な要素が濃く滲み出ている印象を受ける。先に提示した史料によると、伊賀氏と松田氏とが交戦状況にあったとき、宇喜多氏は伊賀氏の後ろ盾であった。また、難波氏は永祿年間の段階で、宇喜多氏の配下にあつて、行動していたことが知られる。⁽³¹⁾しかし、この場合は宇喜多氏が難波氏の上級領主として、松田氏に「質問状」を発給し、ことの解決を図ろうとした努力が認められないだろうか。裁判機構としての強制力を問題とするならば、宇喜多氏権力の弱さが露呈されるが、領主間紛争の調停者としての位置付けであるならば、宇喜多氏権力の存在意義が認められると考える。この点について森は、慣習的な紛争解決の中人として相論の調停を行ったとする、「中人制」という概念を取り入れて解釈を行っている。

本節では、弘治年間から永祿年間における宇喜多氏権力の確立過程について、諸研究を参照しつつ検討を行った。その結果、(1) 普請役の設定、(2) 百姓支配、(3) 官僚機構の整備、(4) 禁制の発給、(5) 寺社の保護、(6) 所領の給付、(7) 領主間紛争の調停といった、自立した領主としての姿を確認することができた。

さらに、宇喜多氏はその発給文書の様式において、書状形式を採用しており、上級領主の意を奉じる奉書形式を採用しない。書状形式の発給文書は、従前私的な内容のものとされてきた。⁽³²⁾しかし、戦国時代に至ると、軍事的・政治的な重要な連絡や家訓などが書状形式で残されているのも事実である。⁽³³⁾したがって、この書状のケースも単なる私的

な内容ではなく、むしろ公的な領主としての命令を伝えたものとして理解できよう。

もう一つ加えるならば、直家の発給文書中に赤松氏や浦上氏の先例を踏まえるような記述が見られない点である。例えば、浦上氏の発給文書では、しきりに則宗・村宗等の名前を記し、先例を踏まえるような文言が見える。⁽³⁴⁾このことは、直家の施策が浦上氏や赤松氏の事例に左右されなかったことを示している。それらの点を考慮すれば、直家は在地における独自の領主権を確立していたと言えよう。

三 宇喜多氏家臣団の構造

宇喜多氏の家臣団に関しては、辞典レベルのものを除けば、ほとんど皆無に近いのが現状である。⁽³⁵⁾その理由は、史料の僅少さに集約される。そこで本節では、少ない史料を生かしつつ、宇喜多氏家臣団の構造を検討する。

宇喜多氏家臣団の一端を示す史料として、『言経卿記』天正一六年二月一九日条の記事がある。それには、長船貞親・岡家利が「宇喜多宰相殿(秀家)御内」と記されており、両者が宇喜多氏の家臣であったことがわかる。両者とも、その出自が明らかではないが、「岡」の地名は現在の岡山市旭川下流右岸にあり、「長船」は吉井川上流に位置する。恐らく、岡・長船の両氏は、宇喜多氏の本拠地に近い先程の地を出身地とし、やがて宇喜多氏の家臣となったと推測される。しかし、現実の宇喜多氏家臣団の動向については、史料的な制約から従来触れられておらず、今後の課題である。さて、次の史料は、その家臣団の役割を明示する数少ないものの一つである。

「うきた直家ノ御内惣奉行被仕候ツ池田弥左衛門方折かミニ
(直家・浦上)
り、一宮ノ御社領年貢を寺内正面ノ衆無沙汰ノ時給候、此直
(秀家)
家ハ中納言殿御親父ノ御事也」

当国一宮へ被除置田畠年貢銭之事、寺内村百姓衆難渋之由承候、則得御意候之処、早々催促無承引候者、直家御中間衆被差出、被仰付

候而可被参之由候、恐々謹言

十一月十日

池田弥左衛門尉

家行(花押)

神主

大森藤兵衛尉殿

御報⁽³⁶⁾

この史料は、年貢銭の納入を難渋する寺内村百姓衆に対し、神主大森氏にその催促を促したものである。もし「承引」しなければ、直家の御中間衆を差出し、実力行使に出るといふものである。なお、この史料の追書には、「うきた直家ノ御内惣奉行被仕候ツ池田弥左衛門方折かミニなり」とある。この追書を見る限り、池田氏は宇喜多氏の奉行人であったと判断される。また、柴田前掲論文によれば、大森氏は単なる神官ではなく、宇喜多氏の給人でもあり、戦国士豪的な神主であったとの指摘がある。

この史料については、二つの解釈が成り立つ。まず、しらがは①ある程度形成された官僚機構(奉行人池田氏)が見られること、②宇喜多氏大名権力の直属強制力(中間衆)の発動、を想定している。つまり、農民闘争を圧伏する官僚機構、直属強制力の存在を主張したのである。

これに対して久保は、①については池田氏が大森氏の訴えを直家に取り次いでいるに過ぎないとし(個別的・人格的手続)、しかも「御内惣奉行」の箇所は追筆部分に過ぎず、職掌も明らかでない」と指摘した。また、②についても、領主の直属強制力はほぼ中世を通じて見られるものであり、直接大名権力の形成に結びつかない、と否定した。

史料が少ないため判断材料に事欠く状態であるが、久保の①の後半部分に関する見解については、次の史料がある。

御寺臨時課役等之事、先規御一行之筋目、御別有間敷之由候條、可御心安候、恐々謹言

辰五月十九日

竹原善右衛門尉

家次(花押)

金山

行事之坊

まいる(37)

史料の年紀は付されていないが、「辰」というところから、永禄一年（一五六八）または天正八年（一五八〇）に比定される。この史料は、金山寺に課せられた臨時課役について、「先規御一行之筋目」が「御別有間敷」ことを伝え、安心するように伝えている。この場合は、文書の形式が奉書となっており、直家の意を奉じたものと考えられる。また、両奉行人の名前は、それぞれ「家」の字を冠しており、直家からその一字を与えたと推測される。こうした一字拝領が、主従間の紐帯を強くしたことは、先学の指摘するところである。(38)

久保が述べるように、官僚機構の存在というには史料的な制約も大きく、その判断は困難であると言えよう。しかしながら、竹原・池田氏は、直家から名前の一字を与えられたと考えられ、また奉書により直家の意を奉じている。確かに、官僚機構の実態や職掌は不明であるが、むしろ家政機関が存在し、宇喜多氏が地域権力として認識されていたことが重要であろう。

②については、直家の中間衆という存在が認められるに止まり、その役割等も不明である。しかしながら、一般レベルにおいて領主層が土豪層を被官化し、その配下に納めたことは広く知られるところである。したがって、中間衆の存在そのものを過小評価すべきではない。

両氏の見解の相違点は、大名権力をどのように捉えるかに帰結すると考えられるが、宇喜多氏を後北条氏・今川氏・武田氏等の大名と比較すると、見劣りするのは事実である。むしろ、宇喜多氏が家政機関を持ち、被官人らに名前の一字を与えて配下に収めた点を評価すべきであろう。宇喜多氏は、規模が小さいながらも独自の権力を築きつつあったと見てよい。

宇喜多氏の家臣団編成について、さらにもう一点史料を掲出しておきたい。

尚々、御檢使衆(39)之儀ハ可被仰付候、以上、

御寺無狼藉様ニと存、御檢使申請致進上候、竹木之儀者可有御切せ候、恐惶謹言、

卯月十日

宇又左

貞親（花押）

富平右

秀安（花押）

岡平

家利（花押）

宇一入

宗壽（花押）

金山寺

まいる人々(39)

この史料は、金山寺に狼藉がないように、「檢使」の派遣を行う旨を伝えたものである。檢使とは、辞書的な意味において「事実をあらため、見届けるために派遣される使者」である。しかし、この場合は、史料後段の竹木伐採が適正に行われているか、確認することが職掌であったと考えられる。残念ながら、これ以外に檢使の役割等を示す史料はなく、詳細は明らかにできない。

檢使に関しては、毛利氏の事例を取り上げた、馬部隆弘の研究がある。(40)以下、馬部の研究に沿って、檢使について触れておこう。檢使そのものの存在に関しては、毛利氏に限らず、大友氏の事例についても報告されている。毛利氏のケースにおいて、その役割を簡潔に要約すると、「軍勢監督」「在城する軍勢の監督」「城普請」「寺社・城普請」「相論調停」「所領関係」「その他」のようになる。

また、檢使派遣の意義については、狼藉の防止、秩序の維持を図ること、および大名権力の地域における直接的具現者として、地域支配を担わさ

れた、という見解が提示されている。さらに馬部は前掲論文において、検使が官僚制的秩序に基づいた機構とは縁遠く、上意¹¹大名の個人的意志に基づいて派遣され、(大名・国衆間等)の直接人格的に繋ぐ役割を担ったと指摘し、検使派遣は、人格的結合を大名主導のもと進めたものと解している。もちろん、毛利氏・大友氏における検使の職掌は、さまざまであり、宇喜多氏についてすべてを当てはめるわけにはいかない。しかしながら、宇喜多氏内部においても、検使の果たす役割は大きく、拡大しつつあった領国支配の進展を受けて、現地支配を担ったものと考えられる。

この書状に連署している宇喜多(長船)貞親および岡家利は、先に触れたように宇喜多氏御内すなわち家臣である。また、富川(戸川)秀安および宇喜多宗壽も宇喜多氏家臣として捉えてよいであろう。特に、宇喜多を名字とする者は、明らかに一族であることがわかることから、一族と在地土豪ともに家臣団に編成したと考えられる(一族ではないが、浮田姓を与えられた者も存在した)。このように、史料的な制約は多いものの、宇喜多氏は独自に家臣団を編成しており、領国経営の一角を担っていることを確認できよう。⁽⁴¹⁾

次に、宇喜多氏の家臣が、取次を行っていた事例を確認することにして、元龜二年(一五七二)備中国で佐井田合戦が起こった。この合戦によって、備前国の土豪難波氏は怪我を負った。同年九月一日、怪我をした難波氏に対し、岡家利は養生を勧めるとともに、直家へ「御心懸之程」を「申理候」ことを伝えている。⁽⁴²⁾恐らくこれを受けて、難波氏は直家に書状を送ったのであろう。

その難波氏の書状を受けて、さらに直家は内書を発給した。⁽⁴³⁾その内書には、次の岡家利副状が発給されている。

御手如何候哉、無御心元存候処、養生簡要存候、直家よりも無御心元之由候て、(申書)状被進之候、我等所迄、可有御返事候、披露可申候、何も従是、以使者、御音信可申候、恐々謹言

岡平

(元龜二年)
九月廿三日

難与右

御宿所⁽⁴⁴⁾

この史料は、元龜二年(一五七二)備中国で起こった佐井田合戦において、怪我をした難波氏に対し、岡家利が養生するよう書き送ったものである。

ここで、内書と副状について、簡単に触れておくこととしたい。副状とは、本来御内書(室町幕府で將軍から直接出された直状)に添えられるものである。御内書の末尾には「猶某可申候也」と記されており、その副状では御内書の趣旨を相手に徹底させる役割がある。これを宇喜多氏の場合に当てはめて見ると、御内書に該当するのが宇喜多氏当主の発給文書になる。宇喜多氏の内書には、「猶某可申候也」という文言が見られないが、内書と副状という形式とみなして差し支えないであろう。この場合は、史料中に「我等所迄、可有御返事候、披露可申候」とあり、岡氏が取次の役割を果たしている。つまり、こうした文書発給システムからも、家臣団編成の成熟度が認められるのである。⁽⁴⁵⁾

次の史料は、宇喜多氏の家臣宇喜多忠家の発給文書である。

今度備中撫川表出陣、為見廻御越候処二、折節及合戦付而、御手柄之程驚目候、誠ニ御社家之儀候ニ、御心付之程不浅候、猶御恩賞之程、重而從直家可被相計候、恐々謹言

五月廿一日

七郎兵衛尉^(宇喜多)

忠家(花押)

神主 大森殿

御宿所⁽⁴⁶⁾

忠家は、直家の異母弟と言われているが、出生等に不審な点が多い。大西によると、忠家は後に秀吉の直臣になったとの指摘がある。この文書に年紀は記されていないが、直家没以前(天正九年以前)であることは確かである。備中撫川表合戦の概要も不明な点があるものの、忠家はその合戦において、軍事指揮官的な役割を担っていたと考えられる。こ

の史料の末尾にも「猶御恩賞之程、重而従直家可被相計候」とあるとおり、直家は取次の役割を果たしている。このように軍事指揮官としての役割と、恩賞授与の主体とが異なっていることから、宇喜多氏内部において明確な役割分担があったと考えられる。

以上述べてきた点を簡単にまとめておきたい。宇喜多氏権力の構造を成す基幹部分には、①奉行人等の官僚機構の整備、②中間衆と呼ばれる直属強制力の存在、③領主間紛争の調停、④取次による調整、があったと考えられる。つまり、直家は固有の権力を持った領主としてふさわしい、官僚機構や取次層らを抱えていたのである。

四 むすびにかえて

宇喜多氏権力に関しては、冒頭に触れたとおり、さまざまな見解が提示されている。それらの見解では、浦上氏との関係で、「主従」あるいは「家中型家臣」「家中型国衆」等の上下の関係で捉えられることが多い。それに伴い、宇喜多氏の領主としての自立性について、過大もしくは過小な評価が行われた感がある。領主権力の自立性については、他の強大な戦国大名を基準として考えるよりも、各領主の持つ固有の権力を明らかにする必要がある。史料的な制約があるものの、小稿で検証を行った結果、宇喜多氏（直家期）が能家以降の断絶期を除き、領主として自立した存在であったことは確認したとおりである。

宇喜多氏と浦上氏は、領域規模の大小や出自の点において差異が認められるものの、両者は同格の存在であり、軍事的な従属レベル、あるいは同盟といった関係であったと考えられる。当時の戦国大名をはじめとする中小の領主層が、外交手段を駆使し諸勢力と連携することは一般的なことであった。少なくとも、宇喜多氏と浦上氏が主従といった関係とは考えにくいであろう。

例えば、年末詳（元亀二年カ）一月二八日浦上宗景書状⁽¹⁾には、「猶直家可申候也」という文言があることから、直家を宗景の取次等の家臣とみなす説がある。森前掲論文では、直家が足利・織田政権と結んだ備

前衆の盟主として、浦上氏と対等の地位にあったと指摘し、備前衆の一人である宍甘氏への褒賞は直家を経る必要があったとする。つまり、直家を宗景の取次等の家臣とみなしていない。この宗景の発給文書が感状ではなく、書状であった点を考慮すれば、後に直家から宍甘氏に感状（恩賞の付与を含めて）が与えられたことも想定されよう。

黒田基樹の「戦国期国衆論」における国衆は、「戦国大名の従属下」ということを一つの基準としている。しかし、宇喜多氏・浦上氏の場合には、「一定地域を独自の支配する」点を重視し、「戦国大名との関係」よりも、「それ自体が戦国大名と同質の一個の自立した地域権力」であったことに留意すべきであろう。ここに備前・美作の戦国期における、地域権力の固有性が認められるのである。この地域には突出した領主権力が存在せず、むしろ中小の自立した領主権力が諸勢力と連携しつつ、同盟関係を築いたのである。

ほぼ同じ頃、播磨国では、守護として君臨した赤松氏の威勢が衰え、別所氏、龍野赤松氏、宇野氏等が一郡から数郡程度を支配下に収め台頭してきた。しかし、織田政権の西国進出は、その勢力圏に大きく作用した。同様に、織田政権が備前・美作の政治史、つまり浦上氏・宇喜多氏の関係に影響を与えたのは事実である。森が指摘するように、永禄二二年は一つの画期となった。両者の対等・同盟（あるいは軍事的な従属レベル）の関係は、織田政権によって破綻を迎えたのである。

なお、小稿には、残された課題も多い。特に、宇喜多氏・浦上氏を除く、備前・美作の中小領主層がいかなる固有の権力を有したかに関して、今後分析を進めることとしたい。

註

(1) ①金井圓「織豊期における備前―太閤検地の地域性の一例―」

②『地方史研究』九卷六号、一九五九、②柴田一「戦国土豪層

と大閤検地―宇喜多領における事例―」（『歴史教育』八巻八号、

一九六〇）、③寺尾克成「宇喜多氏検地の再検討」（米原正義先

生古稀記念論文集刊行会編『戦国織豊期の政治と文化』統群書類従完成会、一九九三。

- (2) 辞典の類では、加原耕作「宇喜多氏」(山本大・小和田哲男編『戦国大名家臣団事典 西国編』新人物往来社、一九八二)、同「宇喜多氏」(山本大・小和田哲男編『戦国大名系譜人名事典 西国編』新人物往来社、一九八六)がある。谷口澄夫「城下町岡山の成立」(魚澄惣五郎編『大名領国と城下町』柳原書店、一九五七)は、城下町岡山と宇喜多氏に触れた貴重な研究であるが、近世の編纂物に頼りすぎの感が否めない。
- (3) 同論文の初出は、『熊山町史調査報告』四号(一九九二)。後に『熊山町史 参考資料編』(熊山町、一九九五)に収録された。
- (4) 同「戦国期外様国衆論」(同『戦国大名と外様国衆』文献出版、一九九七)ほか。
- (5) 天文二三年二月二十日浦上政宗書状(『西大寺文書』四十号『岡山県古文書集』第三卷)
- (6) (天文二三年)二月二十日浦上政宗書状(『西大寺文書』四一号『岡山県古文書集』第三卷)
- (7) この時期を宇喜多氏(直家)権力の確立期とみなす理由は、概ね次の二点である。①横山定の研究に拠れば、直家が「三郎右衛門尉」から「和泉守」と名乗りを変える時期を概ね永祿末年頃とされる。こうした名乗りの変化も、重要な意味を持つと思われる。②元亀年間に入り、浦上宗景との抗争が激しさを増す。宗景から見て、直家は無視し得ない勢力と認知されたからである。
- (8) 弘治三年二月四日宇喜多直家判物(『西大寺文書』四二号『岡山県古文書集』第三卷)。この文書については、書止文言が「恐々謹言」とあるため書状とされていたが、内容から判物とする(以下も同じく内容により文書名を付ける)。
- (9) 「西大寺文書解説」(『岡山県古文書集』第三輯)を参照。

- (10) 柴田前掲論文「戦国土豪層と太閤検地―宇喜多領における事例―」。柴田によると、戦国土豪とは「数百貫の所領、数十数百人の譜代・足輕を従え、一城を預かって戦国大名と主従関係を結ぶ城主層」のことである。
- (11) 年未詳八月四日宇喜多(カ) 延家書状写(『西大寺文書』四三号『岡山県古文書集』第三卷)
- (12) 永祿九年五月 日宇喜多直家禁制(『広谷村宗花山如法寺無量寿院所蔵』『黄薇古簡集』)。なお、「戦国宇喜多のホームページ」(<http://homepage.mac.com/miya380/index.html>) 掲載の画像により、「禁制」の文字と「花押」を付け加えた。
- (13) 代表的なものとして、峰岸純夫「戦国時代の制札」(同編『古文書の語る日本史 五 戦国・織豊』筑摩書房、一九八九)がある。
- (14) 同様の史料としては、年未詳五月二一日宇喜多直家書状(『利休と秀吉の周辺』京都市歴史資料館、一九九〇)がある。
- (15) 堀新「市と町」(峰岸純夫編『今日の古文書学 第三卷』雄山閣出版、二〇〇〇)では、元亀元年(一五七〇)における、織田信長と浅井氏・朝倉氏連合軍との抗争に触れ、このとき敗色濃かった織田氏から禁制を受給した寺社はないと指摘した。
- (16) なお、永祿二年七月一六日宇喜多直家禁制(『南方村室山満願寺慈眼院所蔵』『黄薇古簡集』)もあるが、残念ながら本文が欠落している。この場合は、永祿三年段階で浦上氏が禁制を与えているので、浦上氏から宇喜多氏へ上級権力が移行したと考えよう。
- (17) 年未詳六月三日宇喜多直家書状(『西大寺文書』四四号『岡山県古文書集』第三卷)。横山前掲論文によれば、この花押は永祿年間末期に比定される。
- (18) 同様の史料は、年未詳五月二一日宇喜多直家書状(京都市歴史資料館編刊『利休と秀吉の周辺』一九九〇)、年未詳二月九日宇喜多直家書状(築地山村浄楽寺禅定院所蔵『黄薇古簡集』)に

も見られる。なお、浄楽寺は現在常楽寺と書き、岡山市草部に所在する天台寺院（かつては真言宗カ）である。

- (19) 年未詳一二月一三日宇喜多直家判物（「馬場次郎四郎所蔵」四号『黄薇古簡集』）。横山前掲論文によると、直家の花押の形状から弘治三年に比定される。『角川地名大事典 三三三卷 岡山県』（角川書店）では、天正八年とするが検討を要する。

- (20) 以下、馬場氏および『黄薇古簡集』所収の馬場氏の文書については、森俊弘「岡山藩士馬場家の宇喜多氏関連伝承について―「備前軍記」出典史料の再検討―」（『岡山地方史研究』九五号、『備前軍記』出典史料の再検討）（『岡山地方史研究』九五号、二〇〇一）を参考とした。

- (21) 榎原雅治「備前国」（網野善彦他編『講座日本荘園史 9 中国地方の荘園』吉川弘文館、一九九九）の「豊原荘」の項目。

- (22) 大永六年一月二日浦上村宗書状（「馬場次郎四郎所蔵」四号『黄薇古簡集』）

- (23) 年未詳二月三日宇喜多直家判物（「馬場次郎四郎所蔵」三号『黄薇古簡集』）

- (24) 秋山伸隆「戦国大名領国の「境目」と「半納」」（同『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八）。原題・初出は、「戦国期における半納について」（『芸備地方史研究』一二五・一二六号、一九八〇）。秋山はこの宇喜多氏の半納の事例について、「明快に説明を加えることができない用例」とする。森前掲論文では、荘園領主直家と主従関係にあった馬場氏とで年貢が折半されたとする。

- (25) 岸田裕之「浦上政宗支配下の備前国衆と鳥取荘の遠藤氏」（『岡山県地域の戦国時代史研究』〈岡山県広島大学文学部紀要』第五五巻特輯号二、一九九五）

- (26) 岸田前掲論文「浦上政宗支配下の備前国衆と鳥取荘の遠藤氏」に紹介された「遠藤系図」を参照。

- (27) 年未詳七月二〇日宇喜多直家感状、年未詳九月一八日宇喜多直

家感状（いずれも東京大学史料編纂所影写本『柏原文書』所収、請求番号三〇七一・八二・八）

- (28) （永禄一一年）八月一日伊賀久隆感状（『片山文書』一号『岡山県史』第二十巻）

- (29) 年未詳四月一七日宇喜多直家判物（『大西文書』一号『岡山県史』第二十巻）。横山前掲論文によると、現在石津神社の所蔵にかか

- (30) 年未詳一月月二〇日宇喜多直家書状（『松田文書』一号『岡山県史』第二〇巻「家わけ史料」）。なお、横山前掲論文によると、この書状は永禄年間末期に比定される。

- (31) （年未詳）八月二七日宇喜多直家書状（『難波文書』三三三号『岡山県史』第二〇巻「家わけ史料」）。なお、横山前掲論文によると、この書状は永禄七年に比定される。

- (32) 佐藤進一「『新版』古文書学入門」（『東京大学出版会、一九九七』）によると、直状は「仍状如件」の書止文で終わり、差出者側の命令下達、権利付与・認定その他家務執行の機能を持つとする。この種の直状は、「書下」つまり下達文書の意があった。佐藤の見解に従えば、強い領主権力を持つ戦国大名は、書状でなく当然「直状」「書下」を用いることになる。

- (33) 日本歴史学会編『概説古文書学 古代・中世編』（吉川弘文館、一九八三）の「第八 書状」（網野善彦執筆）。

- (34) 天文二三年二月二〇日浦上政宗書状（『西大寺文書』四〇号『岡山県古文書集』第三輯）では、「村宗一行在之上者」とあり、天文二三年二月二〇日浦上政宗書状（『西大寺文書』四一号『岡山県古文書集』第三輯）にも「六郎左衛門尉基景、則宗證状在之上者」とある。

- (35) 加原前掲「宇喜多氏」（『戦国大名家臣団事典 西国編』）には、「宇喜多氏家臣団構成」の一節が設けられている。しかし、加原も述べているとおり、家臣団構成を示しうる史料は、『宇喜多中納

言秀家卿家士知行帳』(岡山県立図書館所蔵)等に限られている。

- (36) 年未詳十一月十日宇喜多氏奉行人奉書(「大守家文書」九号『岡山県古文書集』第四卷)

- (37) 年未詳五月一九日宇喜多氏奉行人連署書状(「金山寺文書」五八号『岡山県古文書集』第四卷)

- (38) 加藤秀幸「一字書出と官途(受領) 挙状の混淆について」(『古文書研究』五、一九七二)

- (39) 年未詳卯月十日宇喜多氏奉行人連署書状(「金山寺文書」五七号『岡山県古文書集』第二輯)

- (40) 馬部隆弘「戦国期毛利氏の領国支配における「検使」の役割」(『ヒストリア』一九二号、二〇〇四)。以下、馬部の研究は、この論文を示す。なお、毛利氏・大友氏の検使の事例に関しては、次の研究がある。①秋山伸隆「戦国大名毛利氏領国の支配構造」(同『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八)、②菊池浩幸「戦国期領主層の歴史的位置」(『戦国史研究』別冊、二〇〇二)、③山根正明「出雲における毛利氏の山城について」(『山陰史談』二二二号、一九八八)、④馬部隆弘「城郭政策からみた戦国期毛利氏の権力構造」(村田修三編『新視点 中世城郭研究論集』新人物往来社)、⑤外山幹夫「大友氏権力の構造と機能―室町・戦国期の奉行人を通してみたる―」(同氏「大名領国形成過程の研究」雄山閣出版、一九八三)、⑥三重野誠「検使政策による領国支配の転換」(同『大名領国支配の構造』校倉書房、二〇〇三)。

- (41) なお、長船又左衛門尉貞親・富川平右衛門尉秀安は、天正七年一二月晦日宇喜多直家書状(「新出沼本家文書」、前掲岸田「備作地域の戦国時代と中世河川水運の視座」に翻刻)に直家の家臣として見える。

- (42) (元龜二年)九月一日岡家利書状(「難波文書」一二号『岡山県史 第二〇巻 家わけ史料』)

- (43) (元龜二年)九月廿三日宇喜多直家内書(「難波文書」一三号『岡

山県史 第二〇巻 家わけ史料』)

- (44) (元龜二年)九月廿三日岡家利副状(「難波文書」一四号『岡山県史 第二〇巻 家わけ史料』)

- (45) このような内書と副状の発給は、年未詳七月一日宇喜多直家内書および年未詳七月一日岡家利副状(いずれも『美作古簡集註解』巻之九)にも見られる。

- (46) 年未詳五月廿一日宇喜多忠家感状(「大守家文書」一五号『岡山県古文書集』第四輯)。宇喜多忠家については、大西泰正「宇喜多忠家について」(『岡山地方史研究』一〇六号、二〇〇五)を参照。

- (47) 「塚本文書」五号(『岡山県史 第二〇巻 家わけ史料』)

【付記】

末尾ながら、大学院の指導教授であり、日頃より懇切にご指導いただいている、佛教大学教授今堀太逸先生に厚くお礼を申しあげる。

なお、二〇〇六年一月一八日開催の就実大学吉備文化研究所中世史研究会において、畑和良の報告「浦上宗景権力の構成分子―天神山衆と宇喜多氏について―」が行われた。有益かつ示唆に富む内容であったが、小稿に生かせなかつた点を記し、お詫び申しあげる。

小稿は、二〇〇五年度日本科学協会笹川科学研究助成「山陽地域における戦国大名の基礎的研究」および二〇〇六年度美作大学職員研究助成「戦国期地域権力の基礎的研究」による成果であることを明記し、厚くお礼を申しあげる。